

○知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等（ごみ・資源集積所）の設置基準等規則

平成19年3月27日規則第9号

改正

平成23年12月21日規則第27号

平成28年12月22日規則第33号

令和元年8月19日規則第36号

知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等（ごみ・資源集積所）の設置基準等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号。以下「条例」という。）第3章に規定する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ワンルーム建築物 1区画の占有面積が37平方メートル以下の住戸（店舗、事務所その他の居住用以外の住室を含む。）で形成される建築物をいう。

(2) 近隣住民 開発区域の境界線から水平距離15メートルの範囲内において住所を有する者、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有するものをいう。ただし、範囲外においても市長が近隣住民と認めた場合においてはこの限りでない。

(設置)

第3条 事業者は、条例第2条第2項第3号エに規定する開発等事業（以下「集合住宅の建築」という。）を行うときは、別表に定める基準のごみ・資源集積所（以下「集積所」という。）を設置しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があると市長が認める集合住宅の建築に係る集積所の設置については、市長と協議して、市長がその事情に応じて定める規模等によることができる。

(設置場所等)

第4条 集積所の設置場所等は、次に定めるところによる。

(1) 開発区域内で、収集作業を安全に行うことができる空間が確保され、かつ、収集効率が低下しない場所とする。

- (2) 開発区域への進入又は開発区域からの退出（開発区域内における方向転換を除く。）の際に、収集車両が後退運転を行う必要がない場所とする。
- (3) 開発区域内において、車両の通行等に支障がないよう安全対策を講じるものとする。
- (4) 道路に接する場所に設置する場合は、道路から容易にごみ等を投棄することができない向きとする。
- (5) 近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するものとする。

（構造等）

第5条 集積所の構造等は、次に定めるところによる。

- (1) 形状は、奥行きは1.2メートル以上とし、高さは1.2メートルを基準とする。
- (2) 外壁は、高さ1.2メートルを基準とし、三方を補強コンクリートブロック又は鉄筋コンクリート造で囲み、出されたごみ袋又はごみ容器が近隣住民等から見えにくいようにするものとする。
- (3) 清掃のため水道施設を設置し、底面はコンクリート打ちし、排水のための勾配をとるものとする。
- (4) カラス、猫等からの被害を防止するため、防護ネット及び設置用フックを取り付けるものとする。
- (5) 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集曜日等を記載した表示板を見え易い位置に設置するものとする。
- (6) 屋根又は扉をつける場合は、市長と協議するものとする。

（構造等の特例）

第6条 賃貸の用に供する集合住宅の建築に係る集積所の構造等は、条例第20条の規定により完了届が提出された日以後の集積所において事業者、管理者その他これらに準ずるものの責任により、市が行うごみの収集によらずごみの処理をするほか、適正に管理運営を行うことを事業者が誓約する場合に限り、第4条及び前条の規定によらないことができる。この場合にあつては、次条に規定する協議の際に、ごみの排出に関する誓約書（様式第1）を提出するものとする。

2 前項の規定により設けられる集積所の構造等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発区域内において、搬出作業をするための空間を確保するものとする。
- (2) 開発区域への進入又は開発区域からの退出（開発区域内における方向転換を除く。）の際には、収集車両が後退運転を行う必要がないようにするものとする。
- (3) 開発区域内において、車両の通行等に支障がないよう安全対策を講じるものとする。

(4) 道路に接する場所に設置する場合は、道路から容易にごみ等を投棄することができないものとする。

(5) 集積所に出されたごみが近隣住民等から見えにくいようにするものとし、近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するものとする。

(6) カラス、猫等からの被害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により提出した誓約書を取り下げるときは、第4条及び前条の規定に適合した集積所を設置しなければならない。

(事前協議)

第7条 事業者は、集合住宅の建築を行う場合は、集積所の位置等を記載した土地利用計画図に集積所の平面図及び立面図を添えて市長に提出し、協議するものとする。

2 事業者は、前項の規定により協議した計画に変更の必要が生じた場合は、前項の規定に準じて再度市長に協議するものとする。

(完了届の提出及び入居者への指導)

第8条 事業者は、集積所を設置した場合は、速やかにごみ等集積所設置完了届(様式第2)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、入居者に対し、ごみ等の分別及び排出方法を遵守するよう指導しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月21日規則第27号)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知立市開発等事業に関する手続条例(平成19年知立市条例第12号)第7条の規定により協議されている開発等事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月22日規則第33号)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に知立市開発等事業に関する手続条例(平成19年知立市条例第12号)第7条の規定により協議されている開発等事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月19日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

集積所設置基準

区分	戸数	内寸法（幅×奥行き）
開発区域内に建築する集合住宅がワンルーム建築物のみである場合	20～29	3.84平方メートル以上
	30～39	5.52平方メートル以上
	40～59	6.72平方メートル以上
	60～69	10.8平方メートル以上
	70～89	14平方メートル以上
	90～99	18.76平方メートル以上
	100以上	別途協議
上記以外の場合	20～29	5.52平方メートル以上
	30～39	6.72平方メートル以上
	40～49	10.8平方メートル以上
	50～59	14平方メートル以上
	60～69	18.76平方メートル以上
	70～79	19.6平方メートル以上
	80～89	24.92平方メートル以上
	90～99	25.2平方メートル以上
	100以上	別途協議

備考 同一の開発区域内に複数の集合住宅を建築する場合にあっては、全ての集合住宅の戸数を合算した戸数により、この表の戸数の区分を適用するものとする。